

華誠の知的財産権ニュースレター



2020年11月 第四十三期

目 次

著作権

「中華人民共和国著作権法」の改正が可決され、2021年6月1日から施行	2
-------------------------------------	---

特 許

国家知識産権局が2020年1月～10月特許統計データを公表	2
-------------------------------	---

商 標

国家知識産権局が2020年1月～10月商標統計データを公表	3
-------------------------------	---

初の「中国商標ブランド発展指數（2020）」を発表	3
---------------------------	---

国家知識産権局：中国にて商標登録に要する期間が大幅に短縮	4
------------------------------	---

知的財産権

国家統計局：中国革新指数が再び最高記録を塗り替え	4
--------------------------	---

国家知識産権局が2020年1月～10月他の知的財産権統計データを公表	5
------------------------------------	---

国家知識産権局：企業の知的財産権管理システムの標準貫徹認証の品質を更に向上	5
---------------------------------------	---

最高人民法院：知的財産権侵害の懲罰的賠償制度を健全化、職権を利用した他人の科学技術成果の着服と権益への転化を取り締まり	6
---	---

中国が農業分野の知的財産権保護を引き続き強化	6
------------------------	---



公式サイト：www.watsonband.com

Eメール：mailip@watsonband.com | mail@watsonband.com

著作権

「中華人民共和国著作権法」の改正が可決され、2021年6月1日から施行

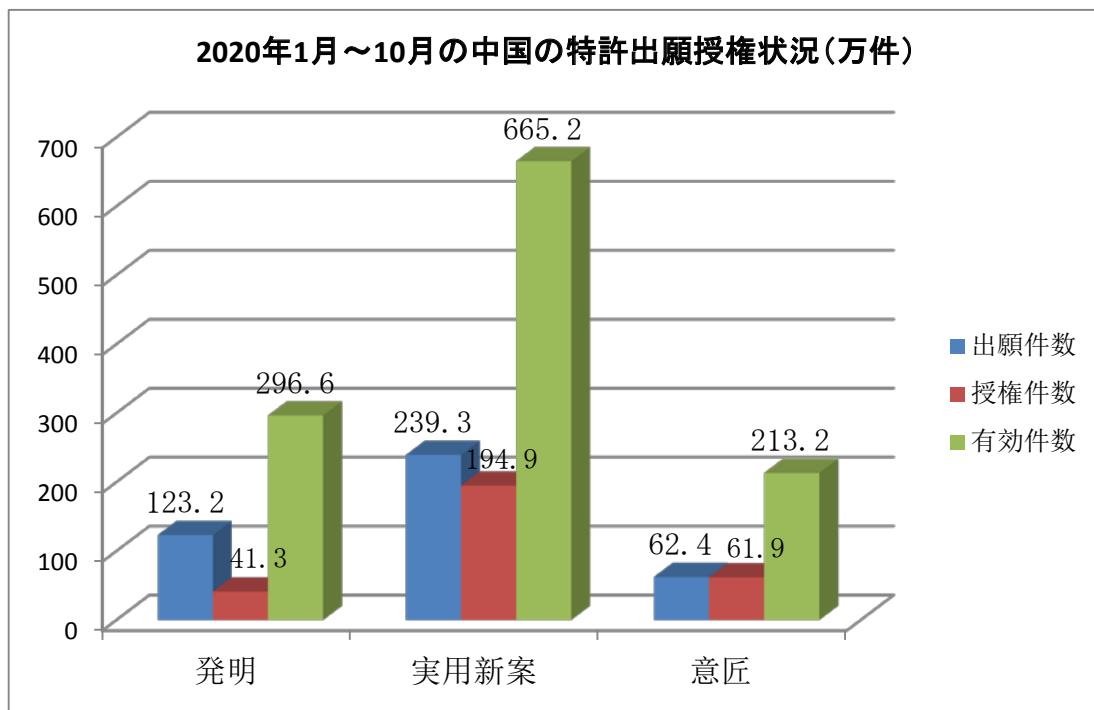
このほど、第13期全国人民代表大会常務委員会第23回会議において、「『中華人民共和国著作権法』の改正に関する決定」（以下、「決定」という）が通過し、2021年6月1日から施行される。

「決定」によると、改正著作権法ではネット空間の著作権保護に関する規定を改善し、侵害の法定賠償額の上限を大幅に引き上げ、懲罰的賠償の原則を明確にしている。具体的には、故意に権利を侵害し、情状が重大な場合は、賠償金額の1倍以上5倍以下の懲罰的賠償を適用することができる。権利者の実際の損失、侵害者の違法所得額、権利使用料を計算しがたい場合は、裁判所が権利侵害行為の情状に基づき、500元以上500万元以下の賠償を与えるという判決を下す。「決定」では、改正著作権法における「作品」の定義を調整し、現行法にある「映画作品及び映画の撮影政策に類似する製方法で創作された作品」という表現を「視聴作品」に修正することを明確にしている。改正著作権法は監督管理部門の法執行手段なども強化した。

中国人大網 より

特許

国家知識産権局が2020年1月～10月特許統計データを公表

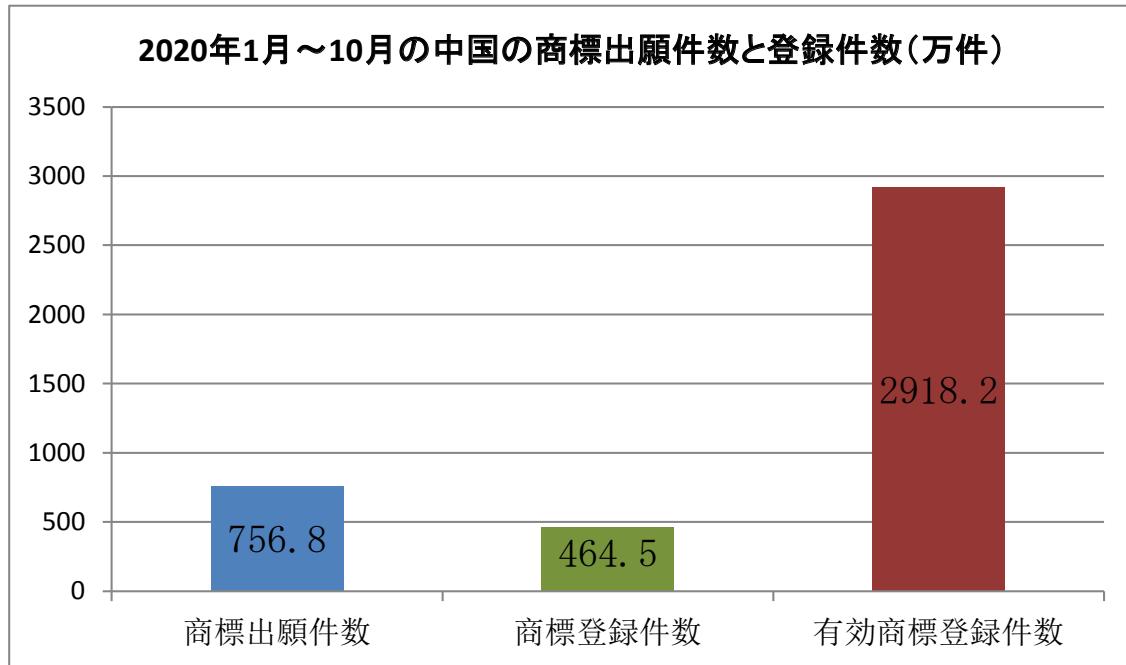


1月から10月までに国家知識産権局はPCT国際特許出願を5.5万件受理した。そのうち、国内は5.1万件であった。再審査請求は4.47万件受理し、4.14万件の審査が終了した。無効審判請求は0.49万件受理し、0.65万件の審判が終結した。

国家知識産権局 より

商 標

国家知識産権局が 2020 年 1 月～10 月の知的財産権の主な統計データを公表



1 月から 10 月までの中国における商標の異議申立は 10.9 万件で、審査が完了した異議申立事件は 11.6 万件であった。

国家知識産権局は中国の出願者からのマドリード商標国際登録出願を 6,354 件受理し、各種の商標審査案件の請求を 29.4 万件受理し、28.9 万件が終結した。

国家知識産権局 より

初の「中国商標ブランド発展指数（2020）」を発表

2020 年 11 月 6 日午前、第 3 回中国国際輸入博覧会の第 3 回「貿易と商標ブランド」フォーラムにて、国家知識産権局知識産権運用促進司が中華商標協会を指導し、初の「中国商標ブランド発展指数（2020）」を発表した。

中国商標ブランド発展指数（2020）は、中国の二重循環の新たな発展の枠組みの下で、各地域で商標を支えているブランド経済の高品質の発展を画像化することを示している。評価結果によると、浙江省は 88.51 ポイントで全国 1 位となっており、北京市と広東省はそれぞれ 88.06 ポイントと 87.95 ポイントで第 2 位と第 3 位となった。

中国商標ブランド発展指数（China Trademark and Brand Development Index、略称 CTBDI）は、中国の各地区で生産あるいはサービス行為がある商標ブランドの全体的な発展水準、及び地域と産業に共通する商標ブランドの全体的な構築の効果を推し量るための指数化のツールである。

商 標

表1 中国商標ブランド発展指数（2020）の獲得ポイントとランキングの結果

省	中国商標 ブランド 発展指 数の獲得 ポイ ント	ラン キン グ	S1. 商標ブ ラ ンドの規模構 築の獲得ポイ ント	Q2. 商標ブ ラ ンドの品質発 展の獲得ポイ ント	P3. 商標ブ ラ ンドの潜在力 アップの獲得 ポイ ント	P4. 商標ブ ラ ンド政策サ ポートの獲得 ポイ ント	E5. 商標ブ ラ ンドの効果実 現の獲得ポイ ント
浙江	88.51	1	92.10	91.00	84.44	85.03	84.99
北京	88.06	2	96.60	81.76	86.07	76.38	98.13
广东	97.95	3	94.40	87.40	90.42	77.16	85.70
上海	84.27	4	95.77	71.24	89.15	79.17	88.14
江苏	83.86	5	80.14	87.40	83.52	89.39	78.73
山东	83.02	6	77.03	89.20	77.11	85.20	86.00
福建	77.37	7	81.80	76.55	71.98	75.69	77.98
四川	76.26	8	70.42	84.33	74.23	81.80	68.43
湖北	74.64	9	68.20	77.84	76.92	81.66	71.34
安徽	73.49	10	70.40	73.74	72.84	78.76	73.93

IPRdaily より

国家知識産権局：中国にて商標登録に要する期間が大幅に短縮

11月4日に重慶で開催された2020年度商標登録便利化改革集中説明会にて記者が得た情報によると、現在、中国にて商標登録に要する期間は8ヶ月～9ヶ月となっており、2016年の13ヶ月～14ヶ月に比べて5ヶ月短縮され、商標登録の利便性が持続的に向上している。

国家知識産権局商標局の担当者によると、近年、中国は商標登録の利便化改革を継続的に推進している。現在、中国の商標登録の平均審査期間は4ヶ月10日間に短縮され、今年の年末までに4ヶ月以内に短縮される。

データによると、2020年9月までの重慶市、四川省の商標の有効登録件数は累計151.2万件である。

新華社 より

知的財産権

国家統計局：中国革新指数が再び最高記録を塗り替え

国家統計局はこのほど、2019年の中国革新指数の試算結果を発表した。試算結果によると、2019年の中国革新指数は228.3（2005年を100とする）に達し、前年比7.8%増となり、比較的速い成長傾向が続いている。

分野別に見ると、2019年、中国の革新環境指数、革新投資指数、革新産出指数と革新効果指数は、下表に示す通り、前年度に比べてそれぞれ異なる幅で増となった。

知的財産権

	2018年	2019年	成長率
革新環境指數	226.2	249.9	10.5%
革新投資指數	193.3	199.1	3.0%
革新產出指數	264.1	295.3	11.8%
革新効果指數	163.7	168.8	3.1%

2019年、中国の国内特許の授権件数は247.4万件で、前年比6.0%増となり、科学技術論文の発表件数は195万編で、6.0%増となった。企業ブランドの構築が絶え間なく推進され、2019年末までの大中型工業企業の登録商標保有件数は53.8万件で、前年比14.0%増となった。2019年に中国の技術市場の成約金額は22,398.4億元に達し、前年比26.6%増となり、技術成果の移転転化チャンネルの開通が加速していることを示している。

人民日报 より

国家知識産権局が2020年1月～10月他の知的財産権統計データを公表

地理的表示、集積回路の図面設計データ

2020年1月から10月までに、国家知識産権局は地理的表示製品での専用標識の使用を企業727社に許可し、地理的表示の商標登録を615件許可した。2020年10月末の時点で地理的表示を許可された製品は累計2,385個、専用標識の使用を企業9,224社に許可し、登録された地理的表示商標は累計5,933件であった。

2020年1月から10月までの中国における集積回路の図面設計の登録出願は10,358件で、8,743件に証明書を発行した。

国家知識産権局 より

国家知識産権局：企業の知的財産権管理システムの標準貫徹認証の品質を更に向上

国家知識産権局弁公室はこのほど、「企業の知的財産権管理システムの標準貫徹認証の品質の更なる向上に関する通知」（以下、「通知」という）を公布した。

「通知」には以下4つの内容が含まれている。1、高品質の標準貫徹認証を自主的に行うという企業の認識を確かに向上させる。2、高基準の標準貫徹認証サービスの供給を持続的に最適化する。3、高品質の標準貫徹認証の政策環境を積極的に構築する。4、ハイレベルな標準貫徹認証の総合サービスキャリアーを作るよう努める。

「通知」ではまた、知的財産権の標準貫徹認証を通過することをその他の知的財産権プロジェクトを申告する重要な条件としてはならず、実質的に企業に標準貫徹認証の実施を強要してはならないとも規定している。また、認証機関の成立時期が早い、市場規模が大きいなどを変えられない条件として政策にハードルを設けて独占を形成し、公平な競争に影響を与えてはならない。

国家知識産権局 より

知的財産権

最高人民法院：知的財産権侵害の懲罰的賠償制度を健全化、職権を利用した他人の科学技術成果の着服と権益への転化を取り締まり

最近、最高人民法院は「深圳における中国の特色である社会主義の先行モデルエリアの建設への支持と保障に関する意見」を公布した。「意見」では、職権を利用して他人の科学技術の成果を着服して権益に転化し、技術移転機関と技術担当者が故意に虚偽の情報、実験結果または評価意見を提供して他人の合法的権益を侵害する行為を断固として取り締まることや、公平競争の法制度を整え、営業秘密の侵害などの不正競争行為に対する取り締まりを強化すること、また、最も厳しい知的財産権保護制度の実施を継続し、知的財産権侵害の懲罰的賠償制度を健全化することを打ち出している。

最高人民法院 より

中国が農業分野の知的財産権保護を引き続き強化

先日に上海で開催された 2020 農業分野の知的財産権と植物の新品種権保護シンポジウムにおいて、貴社は中国が農業分野の知的財産権保護を引き続き強化していることを把握した。2020 年 6 月末の時点で、中国にて地理的表示を許可された製品は累計 2,385 個、登録された地理的表示商標は累計 5,682 件で、保護された植物の新品種の数は持続的に上昇している。

知的財産権の保護はますます国際貿易の「スタンダード」となっており、植物の新品種権を含む農業分野の知的財産権の保護を強化することは農業分野の国際交流と協力を促進する上で重大な意義がある。

新華社 より